

記

受領を拒まれたため書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏名	住所(又は最後の住所)	
	名古屋市	別表のとおり
送付すべき場所を確知できないため書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏名	住所(又は最後の住所)	
	名古屋市 同住所	別表のとおり

通知の内容(別表)

氏名	従前の土地				換地処分後の土地				清算金 円	
	名古屋市守山区大字吉根				街区 番号	名古屋市守山区				
	字	地番	地目	地積 ㎡		町名	地番	地目		
	角田	1563-2	田	330	192	吉根二丁目	521	宅地	195.50	徴収 99996
	仲田	2608-1	田	69	60	吉根一丁目	210	宅地	239.66	交付 6024
	仲田	2609-1	田	105						
	仲田	2642-3	畑	46						
	仲田	2668	田	128						
	仲田	2671-2	原野	33						
	階子田	3204-1	田	19						
	仲田	2606-2	宅地	175.20	60	吉根一丁目	211	宅地	215.22	徴収 16114
	仲田	2609-2	宅地	95.04						
	仲田	2606-1	宅地	6.34	60	吉根一丁目	212	宅地	202.65	徴収 12162
	仲田	2608-2	宅地	175.20						
	仲田	2608-4	宅地	13.22						
	仲田	2609-3	田	105						
	仲田	2607	宅地	167.96	60	吉根一丁目	213	宅地	255.93	交付 145176
	仲田	2608-3	田	95						
	仲田	2609-4	宅地	100.00						

公示送達

次の者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による名古屋都市計画事業吉根特定土地区画整理事業の換地処分通知は、1.送付したが受領を拒まれたので、2.送付すべき場所を確知できないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

令和 年 10 月 3 日

土地区画整理組合 組合長

中畑	1327	田	19	67	桔梗平 二丁目	730	雑種 地	349.45	交付 454352
溝畑	1988-2	田	72						
溝畑	2061	田	102						
溝畑	2155	田	370						
川田	3038-1	原野	102						
仲田	2669	原野	66	67	桔梗平 二丁目	731	雑種 地	204.59	徴収 201812
仲田	2669-1	原野	109						
仲田	2671-1	原野	115						
仲田	2675	田	9.91						
仲田	2779	田	373	67	桔梗平 二丁目	732	雑種 地	229.71	徴収 232556
川田	3040-1	田	406	78	桔梗平 一丁目	1303	雑種 地	273.29	徴収 13545
階子田	3163-8	畑	64	98	桔梗平 一丁目	301	宅地	261.35	徴収 1104224
階子田	3163-43	畑	99						
太鼓ヶ根	3222-51	山林	177	261	花咲台 一丁目	201	雑種 地	273.74	交付 99153
太鼓ヶ根	3231-47	山林	79						
太鼓ヶ根	3222-50	山林	115	261	花咲台 一丁目	202	雑種 地	273.76	徴収 1668
太鼓ヶ根	3222-143	山林	70						
仲田	2556	田	429	19	桔梗平 三丁目	1208	田	1452.17	徴収 208043
川田	3060	田	1057						
川田	3061	田	23						
川田	3062	田	112						
川田	3075	田	704						
中畑	1159-1	田	145	47	吉根一 丁目	1508	畑	305.87	交付 213564
溝畑	1988	田	102						
溝畑	2069	田	161						
溝畑	2070	田	161						
溝畑	1959	田	99	58	吉根一 丁目	402	畑	326.93	徴収 330768
溝畑	2160	田	128						
溝畑	2183	田	135						
溝畑	2185-4	田	42						
仲田	2764	田	195						

教示1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

教示2 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決があったことを知った日）から6箇月以内に限り、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、名古屋市吉根特定土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）から1年を経過したときは、提起することができません。